

(様式3 公表の表紙)

つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例(案)の  
パブリックコメント手続の実施について

平成29年9月  
つくば市総務部総務課

案件名	つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例(案)
募集期間	平成29年9月1日 ～ 平成29年10月2日
担当課	総務部総務課
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線) 5620

### ■ 意見募集の趣旨

会議の公開に関しては、「つくば市会議の公開に関する指針」に基づき、附属機関等の会議を市民の皆さまに公開しております。市の取り組み姿勢をより明確なものとし、開かれた市政の実現を一層推進するため、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」を策定します。

つきましては、条例案を公表しますので、市民の皆さまの意見をお寄せください。

### ■ 資料

- ・つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例（案）
- ・つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例(案)の背景・経緯等
- ・つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例（案）概要

### ■ 提出方法

- 直接持参
  - ・ 総務課（市役所5階）
  - ・ 各窓口センター
  - ・ 各地域交流センター
- ※施設閉庁日を除く
- 郵便 〒305-8555  
つくば市研究学園一丁目1番地1  
つくば市総務部総務課
- ファクシミリ 029- 868 - 7633
- 電子メール gen022@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス
- ※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」

やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所（法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地）を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報）については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 平成29年11月ごろを予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、総務課、  
情報コーナー（庁舎1階）、  
各窓口センター、各地域交流センター

つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。
- (3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

（会議公開の原則）

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

（非公開とすることができる会議）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込みがあるとき。

- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

- (2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

- 2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。
- 3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。
- 4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

(つくば市政倫理審査会条例の一部改正)

2 つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項を削る。

（つくば市開発審査会条例の一部改正）

3 つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

5 会議は、非公開とする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第50条第3項の規定により公開による口頭審理を行う場合は、この限りでない。

（つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正）

4 つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項を削る。

（つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正）

5 つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

8 審議会の会議は、非公開とする。

（つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正）

6 つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項を削る。